

## 学 則

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 法人・団体の名称                        | 社会福祉法人 門真共生福祉会   |
| 研修事業の名称                         | 門真共生福祉会行動援護従業者養成研修 (行動援護13)  |
| 開講の目的                           | 知的障がいのある人の地域生活を支える行動援護従業者(ガイドヘルパー)を育成するため。   |
| 講義・演習室                          | (講義)<br>地域生活支援拠点ジェイ・エス 2階 多目的室<br>大阪府門真市桑才新町24番2号<br>※新型コロナウイルス感染症等の対応として、WEBによる遠隔講義を行う場合がある。<br>(演習)<br>地域生活支援拠点ジェイ・エス 2階 多目的室<br>大阪府門真市桑才新町24番2号   |
| 講師の氏名及び担当科目                     | 講師一覧表を参照。  |
| 使用テキスト                          | 強度行動障害のある人の「暮らし」を支える：強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト 中央法規出版   |
| 受講資格                            | 行動援護従業者として従事することを希望する者   |
| 受講手続及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む) | 募集要項：門真共生福祉会のホームページにて申込書をダウンロード、もしくは電話、FAXにて申込書を取り寄せる。<br><a href="http://www.kadomakyousei.jp/training/">http://www.kadomakyousei.jp/training/</a><br>TEL：06-6780-3501<br>FAX：06-4967-5552<br>受講手続：①受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記入し、期日まで申込書に記載されている提出先に提出する(提出方法：郵送、FAX、メール)。<br>②受講者の決定を行い、受講決定通知書を通知する。<br>本人確認：開講オリエンテーション時に、身分証明書の写しの提出によって行う。<br>※応募は先着順とする。 |

|              |  |
|--------------|--|
| 受講料及び受講料支払方法 | 16,500 円（テキスト代、消費税含む）<br>受講料は開講日初日に支払う。  |
| 解約条件及び返金の有無  | <p>研修事務担当者に解約の旨を伝え、そのうえで解約申込書を提出する。<br/>解約による返金はない。</p> <p>なお、以下の場合には法人より解約を申し入れることがある。</p> <p>(1)講師の指示に従わず、授業を妨害した場合、また講師や受講生に対し暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合</p> <p>(2)教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合</p> <p>(3)病気、怪我等で、受講の継続が困難と判断された受講生研修を妨げる等の行為がある場合、提出書類に虚偽が発覚した場合</p> |
| 受講者の個人情報の取扱い | <p>提出頂いた個人情報は、当法人での研修業務に利用するものとし、厳正な管理を行い、社外への情報漏洩防止に努める。下記の目的に使用。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.業務上の連絡</li> <li>2.緊急時の連絡</li> <li>3.行政への書類提出</li> <li>4.その他上記の項目に付随する業務</li> </ol> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>                                |
| 研修修了の認定方法    | 全日程出席したものを研修修了者とし、研修修了者に対し、修了証書を交付する。  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 補講の方法及び取扱い          | <p>1 やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者（補講による受講は除く）に対し未履修の科目については、当事業者の研修日程において行う。この場合、やむを得ない事由については、第三者による証明によるものとする。</p> <p>2 他の研修事業者が補講を認める場合、当該の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、履修した科目について別紙2の様式により修了状況を証明し交付する。</p> <p>また、他の研修事業者にて別紙2の様式により修了状況の証明を受けた者から、当該の研修での補講の申込があった場合、当該補講に対する必要な経費を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙2を申請書とともに提出させ未履修であった科目の修了をもって、修了証書を交付する。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。</p> <p>但し研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず再度の受講とする。この場合、補講受講期間内であれば、別紙2を提出させ他の受講者に優先して受講決定する。</p> <p>3 演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、原則演習全日程及び演習まとめに関する講義を一連で行う。演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。なお、1の全科目の2分の1相当を上回り受講していることを確認する場合は、演習全日程は、講義1日程に相当するとみなす。</p> <p>4 1に定めるやむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当事業者の所定の研修科目において2分の1相当の受講が認められないが、次に行われる研修の申込期間が終了している場合においては、別紙3の様式により欠席状況を証明し交付する。また、この場合において次に行う研修事業者は、別紙3の交付を受けた者から申込期限終了後に受講の申し出があった場合は、別紙3を提出させることにより所定の申込期限に申込みがあったものと同様の取扱いとする。</p> |
| 補講費用について            | 補講の費用は1講義・演習につき、1,000円とする。   |
| 修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い | 修了者のうち、修了証明書を毀損又は紛失した者は、事業者申し出ることによって、「研修修了証書交付証明書」を交付するものとする。発行に係る費用は1,000円とする。   |

|          |  |
|----------|--|
| その他必要な事項 | <p>開講初日に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受講決定通知書、受講料（16500円）、身分証明書、筆記用具、印鑑（シャチハタ可）</li></ul> <p>ノート等メモを取れるもの</p> <p>※テキストは開講初日に渡します。</p> <p>開講日に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・筆記用具、印鑑（シャチハタ可）、ノート等メモを取れるもの、テキスト</li></ul> <p>遅刻の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として授業開始時に出席が確認できなかった場合は欠席とする。欠席の場合、補講を受けなければならない。</li></ul> |
|----------|--|